

## 防災訓練（総合訓練）結果報告の概要【埋設事業部】

## 1. 訓練の目的

本訓練は、濃縮・埋設事業所埋設事業部原子力事業者防災業務計画（以下、「防災業務計画」という。）に基づき、廃棄物埋設施設における緊急事態を想定し、事業部対策本部の要員等の知識・技術の習得、向上を図るとともに、対策活動の有効性等を確認・評価し、必要に応じて防災業務計画の見直し等を行うことを目的とする。

なお、本訓練は、通報訓練、救護訓練、モニタリング訓練、避難誘導訓練等を含めた総合訓練として実施し、以下の4点に着目、評価した。

- (1) 現場の避難誘導について
- (2) TV会議システム等を用いた情報共有について
- (3) 装備の着脱、消火活動対応について
- (4) 時間内での通報連絡について

## 2. 実施日時

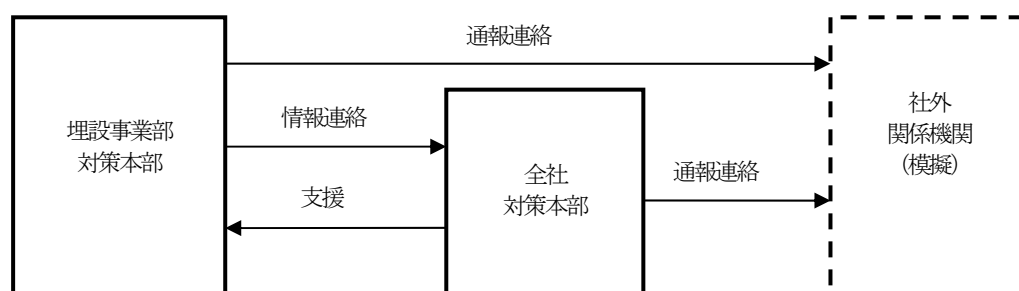
2013年2月4日（月）13:00～15:45

## 3. 実施場所

濃縮・埋設事務所、事務本館、東京事務所および青森本部

## 4. 実施体制および評価体制

## (1) 実施体制



## (2) 評価体制

訓練終了後に反省会を実施し改善点の抽出を行うとともに、各対策班による自己評価および予め選任した評価者による評価を行い、改善点等の抽出を行う。

## 5. 防災訓練の項目

総合訓練

## 6. 防災訓練の内容

- (1) 通報訓練
- (2) 救護訓練
- (3) モニタリング訓練
- (4) 避難誘導訓練
- (5) その他訓練

## 7. 訓練参加者

埋設事業部における訓練参加者は以下のとおり。

- ・当社社員：105名
- ・協力会社社員：4名

## 8. 想定事象

六ヶ所村内において震度7の地震が発生し、地震の影響により外部電源が喪失する。廃棄物埋設施設では、廃棄体の定置作業中の構内輸送車両が埋設地進入路の法面に衝突・横転し、廃棄体の露出および廃棄体への火災の延焼により、発災現場付近の放射線量が上昇（原災法第10条に定める事象）する。

さらに、火災の勢いがおさまらず、発災現場付近の放射線量が上昇し、事象が進展するおそれがあるとして原災法第15条報告を行う。

## 9. 防災訓練の結果の概要

### (1) 通報訓練

社外への通報連絡として、模擬連絡先に火災発生時のA情報、原災法第10条通報、原災法第15条報告をそれぞれFAX送信するとともに、連絡責任者および補助者により電話連絡を実施した。社内連絡については、全社対策本部、東京事務所、青森本部とTV会議等により、全社と事業部間で情報を共有した。

### (2) 救護訓練

構内輸送車両運転手の負傷に伴い、救護活動（避難場所での負傷者の引き渡し、社内診療施設への搬送、診察・治療）を実施するとともに、全社対策本部、東京事務所、青森本部とTV会議等により、全社と事業部間で情報を共有した。

### (3) モニタリング訓練

構内輸送車両の事故・火災による廃棄体の内容物漏出を想定し、火災現場のサーベイ等のモニタリング活動を行った。また、モニタリングポストの値について、対策本部内で情報共有を実施した。さらに、モニタリングカーを測定場所へ移動する際、通常の移動ルート付近で火災が発生していたことから、火災の影響を考慮し、実動に即した対応を行った。

### (4) 避難誘導訓練

事故・火災現場付近の作業員は、放射線管理班員の指示のもと、作業員の汚染の有無を確認するとともに、現場指揮所へ一時退避した。また、見学者・随行者については、総務班員の指示のもと、付近の建物（玄関前）に一時退避した。

## (5) その他訓練

### ①対策組織等の設営

火災発生後、濃縮・埋設事務所4階緊急対策室において自衛消防隊および非常時対策組織の立ち上げ、1号埋設地進入路付近において現場指揮所の立ち上げを行い、情報収集や事象収束に向けた活動内容の検討および現場への指示等の対応を行った。

その後、事故による廃棄体の露出および当該廃棄体への火災の延焼により、火災現場の放射線量が上昇したため、第1次緊急時態勢を発令（さらに、第2次緊急時態勢も発令）するとともに、事業部対策本部を設置する等、状況に合わせた組織の立ち上げを行い、事象収束に向け活動内容の検討を実施した。

### ②事象収束活動

事業部対策本部において、事故状況を把握し、事象収束活動（拡大防止措置等）の検討および対策活動を行った。具体的には、廃棄体の露出および当該廃棄体への火災延焼を踏まえ、火災鎮火後に迅速に対応できるよう、あらかじめ汚染拡大防止のための処置計画を検討・策定し、事業部対策本部にて決定するとともに、資材調達手続きを行った。火災鎮火後に、処置計画に基づき汚染拡大防止対策を行った。

## 10. 訓練の評価

今回の訓練における評価結果は以下のとおりである。

### (1) 現場の避難誘導について

- ・負傷者の救助は実際さながらに臨場感を持って実施（血圧測定等）していた。

### (2) TV会議システム等を用いた情報共有について

- ・青森、東京からの質問に対する回答に際しては、本部長（事業部長）の確認を受けてから返信しており、適切に実施されていた。QA対応として、全社対策本部が質問を一括で集約（各事業部にて回答作成）し、社外関係機関へ返答するシステムは有効に機能していた。
- ・全社対策本部のみで活動した対策班との連携については、事業部の対策活動に支障を及ぼすような事象は見受けられなかった。
- ・事業部派遣要員を全社対策本部へ派遣した結果、TV会議システムでは共有できない細かな情報やQA対応時の本部事務局との緊密な連携、情報共有を行うことができた。

### (3) 装備の着脱、消火活動対応について

- ・消火活動における防火装備の着用は確実であった。
- ・放射線防護に係る装備の着脱、線量サーベイ、身体サーベイ、汚染処理が放射線管理班の指揮のもと手際よく確実に実施されていた。
- ・事象発生後の初期消火活動は迅速に行われていた。

### (4) 時間内での通報連絡について

- ・火災発生後、社外関係機関への第1報通報が15分以内にできていた。
- ・原災法10条通報は、第1次緊急時態勢発令から9分で実施できていた。
- ・通報文は本部員への確認後に発出されており、記載内容に問題はなかった。

## 1.1. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

今回の訓練において抽出された主な改善事項は以下のとおりである。

これらについては、今後、改善を図っていくこととする。

- 全社対策本部との情報共有ツールとして、TV会議システムを用いて情報共有等を図ったが、全社側と事業部の対策活動において情報が錯綜する場面があったことから、共通ルールの作成、工夫が必要である。
- 線量上昇を考慮せず、現場作業員が現場指揮所までの避難で解散していたため、線量上昇による第1次緊急時態勢等を考慮し、現場指揮所から次の退避場所までの誘導を行うことが望ましい。
- 現場の消火活動に関し、可搬式ポンプを用いた個別訓練を行い、技能の習熟を図ることが望ましい。
- 現場対応状況の写真が対策本部内で共有できるような工夫が必要である。

以上